

議 案 目 次

- 第 1 4 2 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 1 4 3 号議案 令和 4 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（
第 3 号）
- 第 1 4 4 号議案 令和 4 年度長崎市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号
）
- 第 1 4 5 号議案 令和 4 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3
号）
- 第 1 4 6 号議案 令和 4 年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号
）
- 第 1 4 7 号議案 長崎市個人情報保護に関する法律施行条例
- 第 1 4 8 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 9 号議案 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 0 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 1 号議案 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 2 号議案 長崎のもぎき恐竜パーク条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 3 号議案 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎
平間・東地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正す
る条例
- 第 1 5 4 号議案 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

- 第 1 5 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 5 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 6 0 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 6 1 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 6 2 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 6 3 号議案 市道路線の認定について
- 第 3 3 号報告 専決処分について
- 第 3 4 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 5 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 6 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 7 号報告 専決処分の報告について

(備考)

第 1 4 2 号議案から第 1 4 6 号議案まで及び第 3 3 号報告 別冊

第 1 4 7 号議案

長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区及び地方独立行政法人長崎市立病院機構をいう。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 3 条 実施機関は、実施機関が別に定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（法第 7 5 条第 1 項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表するものを除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（第 3 項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 記録項目及び記録範囲

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次のアからキまでに掲げる個人情報ファイル

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

イ 当該実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ウ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

エ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

オ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

カ 当該実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

キ イからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が別に定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が別に定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法として実施機関が別に定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用のうち、実施機関が別に定めるものを負担しなければならない。

（個人情報保護審議会の設置）

第7条 個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、長崎市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第8条 審議会は、別に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準の改正（軽微なものを除く。）又は廃止をすること。
- (2) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則（市長が別に定めるものに限る。）の改正（軽微なものを除く。）又は廃止をすること。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、実施機関からの意見の求めに応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて意見を述べる。

(審議会の組織及び委員)

第9条 審議会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の会長)

第10条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、法及びこの条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまと

め、これを公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の規定は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長崎市個人情報保護条例(平成13年長崎市条例第27号)

(2) 長崎市特定個人情報保護条例(平成27年長崎市条例第25号)

(長崎市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に同項第1号の規定による廃止前の長崎市個人情報保護条例(以下この項から附則第9項までにおいて「旧個人情報保護条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下この項から附則第5項までにおいて「旧個人情報実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧個人情報実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(次項から附則第6項までにおいて「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定の施行前において旧個人情報実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務(以下この項において「旧個人情報取扱事務」という。)に従事していた者に係る旧個人情報保護条例第9条第

3 項の規定による旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第 2 項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第 2 項の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第 10 条、第 21 条又は第 26 条の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する旧個人情報実施機関が保有する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 附則第 2 項の規定の施行前において旧個人情報保護条例第 37 条第 3 項に規定する指定管理者の使用人その他の従業者に係る同項の規定による公の施設の管理に係る事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第 2 項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 附則第 2 項の規定の施行前において旧個人情報保護条例第 40 条第 8 項に規定する委員に係る同項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第 2 項の規定の施行後も、なお従前の例による。

8 旧個人情報保護条例第 44 条の規定による令和 4 年度分の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表することについては、なお従前の例による。

9 附則第 2 項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(長崎市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

10 附則第 2 項の規定の施行の際現に同項第 2 号の規定による廃止前の長崎市特定個人情報保護条例(以下この項から附則第 14 項までにおい

て「旧特定個人情報保護条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧特定個人情報実施機関」という。)の職員である者又は附則第2項の規定の施行前において旧特定個人情報実施機関の職員であった者に係る旧特定個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する特定個人情報(次項及び附則第13項において「旧特定個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

1 1 附則第2項の規定の施行前において旧特定個人情報実施機関から委託を受けた旧特定個人情報を取り扱う事務(以下この項において「旧特定個人情報取扱事務」という。)に従事していた者に係る旧特定個人情報保護条例第10条第3項の規定による旧特定個人情報取扱事務に関して知り得た旧特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

1 2 附則第2項の規定の施行の日前に旧特定個人情報保護条例第11条、第22条又は第28条の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

1 3 附則第2項の規定の施行前において旧特定個人情報保護条例第38条第3項に規定する指定管理者の使用人その他の従業者に係る同項の規定による公の施設の管理に係る事務に関して知り得た旧特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

1 4 旧特定個人情報保護条例第39条の規定による令和4年度分の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表することについては、なお従前の例による。

(長崎市個人情報保護条例の一部改正)

1 5 長崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第47条第4号中「第40条第7項」を「第40条第8項」に改める。

(長崎市情報公開条例の一部改正)

1 6 長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」の次に「、財産区」を加える。

第7条第1号を削り、同条第2号ア中「法令等」を「法令又は条例(以下「法令等」という。)」に改め、同号ウ中「氏名並びに」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号を同条第5号とする。

第8条第2項中「前条第2号」を「前条第1号」に改める。

第9条中「(第7条第1号に該当する情報を除く。)」を削る。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「44日」に改める。

第14条第2項第1号中「第7条第2号イ又は同条第3号ただし書」を「第7条第1号イ又は同条第2号ただし書」に改める。

第17条中「あっては」を「あっては、」に改める。

(長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正)

1 7 長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例(平成13年長崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「長崎市個人情報保護条例（平成13年長崎市条例第27号。以下「個人情報保護条例」という。）」、「を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」、長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び」に改め、「及び長崎市特定個人情報保護条例（平成27年長崎市条例第25号。以下「特定個人情報保護条例」という。）」を削る。

第2条中「次に掲げる条例」を「別に定めるもののほか、法第105条第3項において準用する同条第1項又は情報公開条例第18条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第2号、」を「個人情報保護法施行条例第2条第2項及び」に改め、「及び特定個人情報保護条例第2条第2号」を削り、同条各号を削る。

第6条第1項中「次に掲げる」を「保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）又は情報公開条例第11条第1項若しくは第2項の」に改め、「係る行政文書」の次に「（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）」を、「提示された」の次に「保有個人情報又は」を加え、同項各号を削り、同条第3項中「第1項の」の次に「保有個人情報又は」を加える。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「あつては」を「あつては、」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、

前条第1項の規定により提示された保有個人情報又は行政文書を閲覧させることができる。

(長崎市債権管理条例の一部改正)

18 長崎市債権管理条例(令和3年長崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「長崎市個人情報保護条例(平成13年長崎市条例第27号)第2条第2号」を「長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長崎市条例第 号)第2条第2項」に改め、「除く。)」の次に「及び議会」を加える。

令和4年11月22日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

デジタル社会の形成を図るため個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の保護に関し全国的に共通の取扱いが適用されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 4 8 号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「同日前」の次に「において市長が定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 2 9 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 5 条第 4 項中「同項」を「前項前段」に、「した職員」を「し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員」に改め、同条第 5 項中「場合に」の次に「該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

本市の職員に係る人事評価の結果を昇給に活用することに伴い、当該昇給に係る勤務成績の対象となる期間を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 4 9 号議案

長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

長崎市職員退職手当条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「が 1 8 日」の次に「（1 月間の日数（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 3 5 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあっては、1 8 日から 2 0 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、「1 8 日以上勤務月」を「職員みなし日数以上の勤務月」に改める。

第 8 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「1 8 日以上勤務月」を「職員みなし日数以上の勤務月」に改める。

第 9 条第 3 項中「前条」を「第 8 条」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「1 8 日以上勤務月」を「職員みなし日数以上の勤務月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市職員退職手当条例第 2 条第 2 項、第 8 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 1 1 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（昭和37年長崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例」を「長崎市職員退職手当条例」に改める。

（会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

4 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年長崎市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第2項」を「長崎市職員退職手当条例第2条第2項」に、「新条例の」を「同条例の」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第4項中「新条例」を「長崎市職員退職手当条例」に改める。

令和4年11月22日提出

長崎市長 田上富久

理 由

国家公務員の退職手当制度に準じて、退職手当の支給の対象となる非常勤職員の要件を緩和したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 5 0 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 1 1 号及び第 2 1 2 号を次のように改める。

(21) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第2項に規定する申出がない場合	(7) 一戸建て住宅（住宅以外用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住宅以外用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合については、(7)の規定による。）	a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）の提出がない場合	1件	3万9,000	低炭素化促進法第53条第1項
			b 適合証	1件	5,000	

		の提出がある場合		
(イ) 共同住宅等の住棟全体の場	a	(a) 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計（以下この号において「共用部分床面積」という。）が300平方メートル以内の場合は、当該共同住宅等の住戸の数の合計（以下この号及び次号において「共同住宅等住戸数」という。）に応じ、次に掲げる区分		
		I 1 戸の場合	1 件	16 万 5,000
		II 1 戸を超え5 戸以下の場合	1 件	20 万 5,000
		III 5 戸を超え10 戸以下の場合	1 件	23 万 8,000
		適合証の提出がない場合		

	戸以下の場合 IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	28万3,000
	戸を超え50戸以下の場合 V 25戸を超え50戸以下の場合	1件	35万2,000
	戸を超え100戸以下の場合 VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件	45万1,000
	戸を超え200戸以下の場合 VII 100戸を超え200戸以下の場合	1件	56万6,000
	戸を超え300戸以下の場合 VIII 200戸を超え300戸以下の場合	1件	70万3,000
	戸を超える場合 IX 300戸を超える場合	1件	80万3,000
(b)	共用部分床面積が	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げ

			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分		る区分による金額（以下この号において「(イ) a(a)の規定による金額」という。）に8万2,000円を加算した金額
			(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)の規定による金額に19万8,000円を加算した金額
			(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)の規定による金額に29万円を加算した金額

			に掲げる区分	
			(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に37万1,000円を加算した金額
			(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に45万3,000円を加算した金額
	b	(a)	共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分 適合証の提出がある場合	円

I	1 戸の場合	1件	1万5,000
II	1 戸を超え 5戸以下 の場合	1件	2万
III	5 戸を超え 10戸以下 の場合	1件	2万8,000
IV	1 0戸を超え 25戸以下 の場合	1件	4万
V	2 5戸を超え 50戸以下 の場合	1件	6万1,000
VI	5 0戸を超え 100戸以下 の場合	1件	10万2,000
VII	1 00戸を超え 200戸以下 の場合	1件	15万7,000
VIII	2 00戸を超え	1件	19万5,000

			30 0戸 以下 の場 合 IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	20万8,000
			(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メートル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(i) b(a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) b(a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(i) b(a)の規 定による金額 」という。） に2万円を加 算した金額
			(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メートルを超 え5,0 00平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (i) b(a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) b(a)の規定 による金額に 8万2,000 円を加算した 金額
			(d) 共用 部分床 面積が	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) b(a)の規定

	5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分		による金額に13万7,000円を加算した金額
	(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に17万5,000円を加算した金額
	(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に22万2,000円を加算した金額
(ウ) 共同		1件	複合建築物に

<p>住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合</p>			<p>おける共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>
<p>(イ) 住宅の部分でない建築物（以下「非住宅建築物」という。）の全体の場合</p>	<p>a 適合証の提出がない場合</p>	<p>1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) 300平方メートル以内の場合</p>	<p>1件 27万8,000円（ただし、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあっては、12万6,000円）</p>

	(b) 30 0平方 メートルを 超え2,0 00平方 メートル以 内の場 合	1件	44万4,000 円(ただし、 外皮性能の基 準を適用しな いものにあっ ては、20万 8,000円)
	(c) 2,0 00平方 メートルを 超え5, 000 平方メ ートル以 内の場 合	1件	63万2,000 円(ただし、 外皮性能の基 準を適用しな いものにあっ ては、32万 4,000円)
	(d) 5,0 00平方 メートルを 超え1 万平方 メートル以 内の場 合	1件	77万5,000 円(ただし、 外皮性能の基 準を適用しな いものにあっ ては、41万 6,000円)
	(e) 1万 平方メ ートルを 超え2万5, 000 平方メ ートル以 内の場 合	1件	91万3,000 円(ただし、 外皮性能の基 準を適用しな いものにあっ ては、49万 7,000円)
	(f) 2万 5,000 平方 メートルを 超える場 合	1件	104万2,000 円(ただ し、外皮性能 の基準を適用 しないものに あっては、5 7万9,000 円)
b	1棟の建 築物の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		円
適合証の提	(a) 30	1件	1万

		出 が あ る 場 合	0平方 メー トル 以内 の場合 (b) 30 0平方 メー トル を超 え2,0 00平 方メー トル以 内の場 合	1件	3万
			(c) 2,0 00平 方メー トルを 超え5, 000 平方メ ートル 以内の 場合	1件	9万2,000
			(d) 5,0 00平 方メー トルを 超え1 万平方 メー トル以 内の場 合	1件	14万7,000
			(e) 1万 平方メ ートル を超え 2万5, 000 平方メ ートル 以内の 場合	1件	18万5,000
			(f) 2万 5,00 0平方 メー トルを 超え る場 合	1件	23万2,000
イ 低 炭素 化促 進法	(7) 一戸 建て住 宅の住 宅のみ			1件	第150号に 掲げる区分に よる金額(建 築設備の設置

第5条第4項第2項に規定する申出があった場合	の場合 (ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(7)の規定による。)		がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(7)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) 共同住宅等の住棟全体の場 合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ロ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場 合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(ロ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ハ) 非住宅建築物の全体の場 合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合に

					あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(210) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(7)の規定による。)	a 適合証の提出がない場合	1件	円 1万9,500	低炭素化促進法第55条第1項
			b 適合証の提出がある場合	1件	2,500	
		(1) 共同住宅等の住棟全体の場	a (a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する			

				床面積を加算した面積) (以下この号において「共用部分変更床面積」という。)		
				300平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		
			I	1戸の場合	1件	14万5,500
			II	1戸を超え5戸以下の場合	1件	16万5,500
			III	5戸を超え10戸以下の場合	1件	18万2,000
			IV	10戸を超え25戸以下の場合	1件	20万4,500
			V	25戸を超え5	1件	23万9,000

	0戸以下の場合		
	VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件	28万8,500
	VII 100戸を超え200戸以下の場合	1件	34万6,000
	VIII 200戸を超え300戸以下の場合	1件	41万4,500
	IX 300戸を超える場合	1件	46万4,500
(b)	共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a)に掲げる区分による金額（以下この号において「(イ) a (a)の規定による金額」という。）に8万2,000円を加算した金額

	ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a)に 掲げる 区分		
	(f) 共用 部分変 更床面 積が2 万5,0 00平 方メー トルを 超える 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a(a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)の規定 による金額に 45万3,00 0円を加算し た金額
b	(a) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 次に掲 げる区 分		円
適合証の提出がある場合	I 1 戸の 場合	1件	1万2,500
	II 1 戸を 超え 5戸 以下 の場 合	1件	1万5,000
	III 5	1件	1万9,000

	戸を 超え 10 戸以 下の 場合	IV	1 0 戸を 超え 2 5 戸以 下の 場合	1件	2万5,000
		V	2 5 戸を 超え 5 0 戸以 下の 場合	1件	3万5,500
		VI	5 0 戸を 超え 1 0 0 戸以 下の 場合	1件	5万6,000
		VII	1 0 0 戸を 超え 2 0 0 戸以 下の 場合	1件	8万3,500
		VIII	2 0 0 戸を 超え 3 0 0 戸以 下の 場合	1件	10万2,500
		IX	3 0 0 戸を 超え る場 合	1件	10万9,000

<p>(b) 共用部分変更床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分</p>	<p>1件</p>	<p>共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分による金額（以下この号において「(イ) b (a) の規定による金額」という。）に2万円を加算した金額</p>
<p>(c) 共用部分変更床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分</p>	<p>1件</p>	<p>共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に8万2,000円を加算した金額</p>
<p>(d) 共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、</p>	<p>1件</p>	<p>共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に13万7,000円を加算した金額</p>

	共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) b (a) に掲げる区分		
	(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に17万5,000円を加算した金額
	(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に22万2,000円を加算した金額
(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ) に掲げる区分による金額

	建て住宅の建築物の全体の場合			(住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(7)に掲げる区分による金額)に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(2)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) 非住宅建築物の全体の場合		1件	1棟の建築物(複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分)の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)について、前号ア(2)に掲げる区分に応じた金額
イ 低炭素化促進法第5条第2項に規定する申出があった場合	(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(7)に掲げる区分による金額を加算した金額

	全体の申請を併せて行う場合にあつては、(ウ)の規定による。))			
	(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(ウ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(エ) 非住宅建築物の全体の場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けている者に係る同法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

令和4年11月22日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部が改正され、単位住戸に係る低炭素建築物新築等計画の認定が廃止されたことに伴い、当該認定の申請等に係る手数料を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 1 号議案

長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

長崎市立小学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立南小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

児童数が減少していること等を勘案し、南小学校を茂木小学校に統合するのに伴い、南小学校を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 2 号議案

長崎のもぎき恐竜パーク条例の一部を改正する条例

長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和 2 年長崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、長崎のもぎき恐竜パーク庭球場（以下「恐竜パーク庭球場」という。）」を削る。

第 4 条第 2 号中「及び恐竜パーク庭球場に限る」を「に限る。第 9 条及び第 1 5 条において同じ」に改める。

第 9 条第 1 項中「（恐竜パーク体育館又は恐竜パーク庭球場に限る。以下この条及び第 1 5 条において同じ。）」を削る。

第 1 0 条第 2 項中「（恐竜パーク庭球場の附属設備を除く。次項において同じ。）」を削る。

第 2 0 条第 2 項中「と、別表第 1」の次に「及び別表第 2」を加え、「と、別表第 2 中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

区 分		金額（1時間につき）
アリーナ	バドミントン（1面につき）	691 ^円
	バレーボール（1面につき）	691
	バスケットボール（1面につき）	1,037
	その他（全面）	3,237
トレーニング室		1,204
ステージ		712

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

利用状況等を総合的に勘案し、長崎のもぎき恐竜パーク庭球場を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 5 3 号議案

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例（平成 1 2 年長崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 4 項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第 2 0 条ただし書中「あん分」を「按分」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「別表左欄に掲げる清算金の総額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限」を「第 1 回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算して 5 年以内」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率は、年 0.1 パーセントとする。

第 2 7 条第 5 項中「、清算金」を「清算金」に、「、利子を合わせて毎回均等」を「各回に徴収し、又は交付すべき清算金の額に、各回の徴収し、又は交付すべき期日ごとにそれまでに生じた利子を合わせた額」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条第 4 項及び第 2 0 条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業に関する権利者の負担の軽減を図るため、清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率等を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 5 4 号議案

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成 5 年
長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同表の(イ)の項に掲げる」を「特定用途に供する部分の延べ」
に、「同表の(ウ)の項」を「同表の(イ)の項」に、「同表の(エ)の項」を「同表
の(ウ)の項」に、「同表の(オ)の項」を「同表の(エ)の項」に、「同表の(カ)の項
」を「同表の(オ)の項」に改め、同条ただし書を削り、同条の表を次のよう
に改める。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは 近隣商業地域	周辺地区
(イ)	1,000 平方メートル	2,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店 舗の用途に供する 部分	特定用途（百貨店 その他の店舗を除 く。）に供する部 分
(エ)	150 平方メー トル	250 平方メー トル
(オ)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (イ) \text{の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$
備考 (ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも1台分については、当該駐車施設へ通ずる歩行者等の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置される車いす使用者等（車いすを使用する者その他の歩行が困難な者をいう。）が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

第11条の見出し中「附置」を「設置場所に係る附置」に改め、同条第1項中「当該建築物の構造又は敷地の状態その他特別の理由により、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設置することが困難であると認められる」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める」に改め、同条第3項中「前2項に規定する」を「前2項の規定により」に、「に規定する届け出」を「の規定による届出」に改める。

第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条第2項中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、同条の前に次の3条を加える。

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例）

第12条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物（百貨店その他の店舗の用途に供する部分のある建築物を除く。以下「特定建築物」という。）に通勤する者に対し、公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講ずる

場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、あらかじめ、公共交通利用促進措置に関する計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた同計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定による承認を受けた者が、公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定による承認を受けた者は、市長が別に定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。
 - (2) 第2項後段の規定に違反したとき。
 - (3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第4条及び第7条の規定に適合するように駐車施設を設けなければならない。

(都市再生緊急整備地域に係る駐車施設の附置の特例)

第13条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地が、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域をいう。）の区域内にある場合は、市長が別に定めるところにより、

当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(二輪車等駐車施設を設置する場合の駐車施設の附置の特例)

第14条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地内に二輪車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。）のための駐車施設を設置する場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

令和4年11月22日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

本市における自動車等の駐車需要の変化に対応し、まちづくりの方向性

と連携した駐車場施策の推進を図るため、附置しなければならない駐車施設の台数に係る基準を緩和等したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 5 5 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市市民活動センター
- 2 指定管理者 長崎市西山2丁目22番18号
有限会社ステージサービス
取締役 出口 亮 太
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月22日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市市民活動センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 1 5 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市大浦地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市大浦町 8 番 2 8 - 3 0 3 号
北大浦地区コミュニティ協議会
会長 伯 川 秀 人
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市大浦地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 1 5 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市脇岬地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市脇岬町 3 3 0 9 番地
脇岬コミュニティ協議会
会長 松 尾 透
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市脇岬地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第 1 5 8 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市琴海さざなみ会館
- 2 指 定 管 理 者 長崎市琴海形上町1849番地4
琴海町さざなみ会館運営委員会
会長 川 上 政 美
- 3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月22日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市琴海さざなみ会館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 1 5 9 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市琴海南部しらさぎ会館
- 2 指 定 管 理 者 長崎市西海町 1 5 6 0 番地 9
琴海南部しらさぎ会館運営委員会
会長 田 城 敬 之
- 3 指 定 の 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

長崎市琴海南部しらさぎ会館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

第160号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 旧クリーンセンター内部改修主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 226,146,800円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和6年2月22日まで
- 5 相手方 長崎市田中町586番地10

株式会社長崎大建

代表取締役 林 田 和 雄

令和4年11月22日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

旧クリーンセンター内部改修主体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

旧クリーンセンター内部改修主体工事の概要

- 1 工事場所 茂里町
- 2 工事内容 内部改修工事 一式
建具改修工事 一式
その他工事 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第161号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 旧クリーンセンター内部改修電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 192,555,948円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和6年2月22日まで
- 5 相手方 長崎市花園町2番21号
長崎電業株式会社
代表取締役 中川志郎

令和4年11月22日提出

長崎市長 田上富久

理 由

旧クリーンセンター内部改修電気工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

旧クリーンセンター内部改修電気工事の概要

1	工事場所	茂里町		
2	工事内容	電 灯 設 備	一式	
		動 力 設 備	一式	
		構内情報通信網設備	一式	
		構内交換設備	一式	
		情報表示設備	一式	
		拡 声 設 備	一式	
		呼 出 設 備	一式	
		防犯・入退室管理設備	一式	
		火 災 報 知 設 備	一式	
		中央監視制御設備	一式	

第 1 6 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 8 0, 5 9 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで
- 5 相 手 方 日東・武藤特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市飽の浦町 9 番 4 号
株式会社日東建設
代表取締役 大 田 光 敏
長崎市浜口町 1 4 番 1 0 号
武藤建設株式会社
代表取締役 武 藤 剛

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

長崎市長 田 上 富 久

理 由

重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要

するので、この議案を提出する。

「参 考」

重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の概要

1 工事場所 南山手町

2 工事内容

(1) 主 屋 屋 根 工 事 一式

耐震補強工事 一式

内 装 工 事 一式

そ の 他 工 事 一式

(2) 付 属 屋 屋 根 工 事 一式

耐震補強工事 一式

そ の 他 工 事 一式

(3) 倉 庫 屋 根 工 事 一式

そ の 他 工 事 一式

第163号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
岩屋町25号線	長崎市岩屋町	
	長崎市岩屋町	
赤迫9号線	長崎市赤迫2丁目	
	長崎市赤迫2丁目	

令和4年11月22日提出

長崎市長 田上富久

理 由

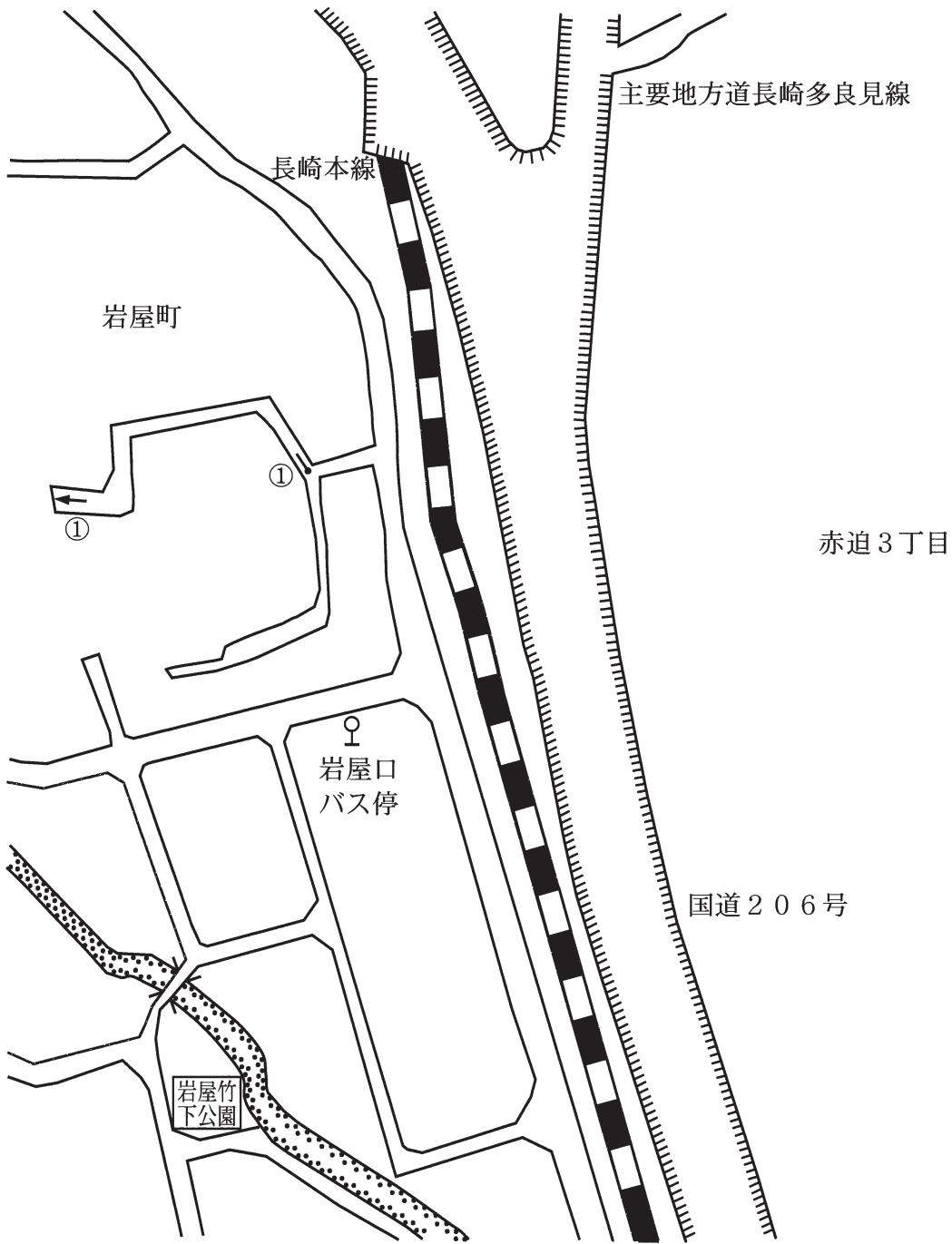
道路の寄附等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

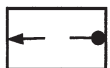
市 道 路 線 認 定 図

(1)

N



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線



国 ・ 県 道



河 川 等

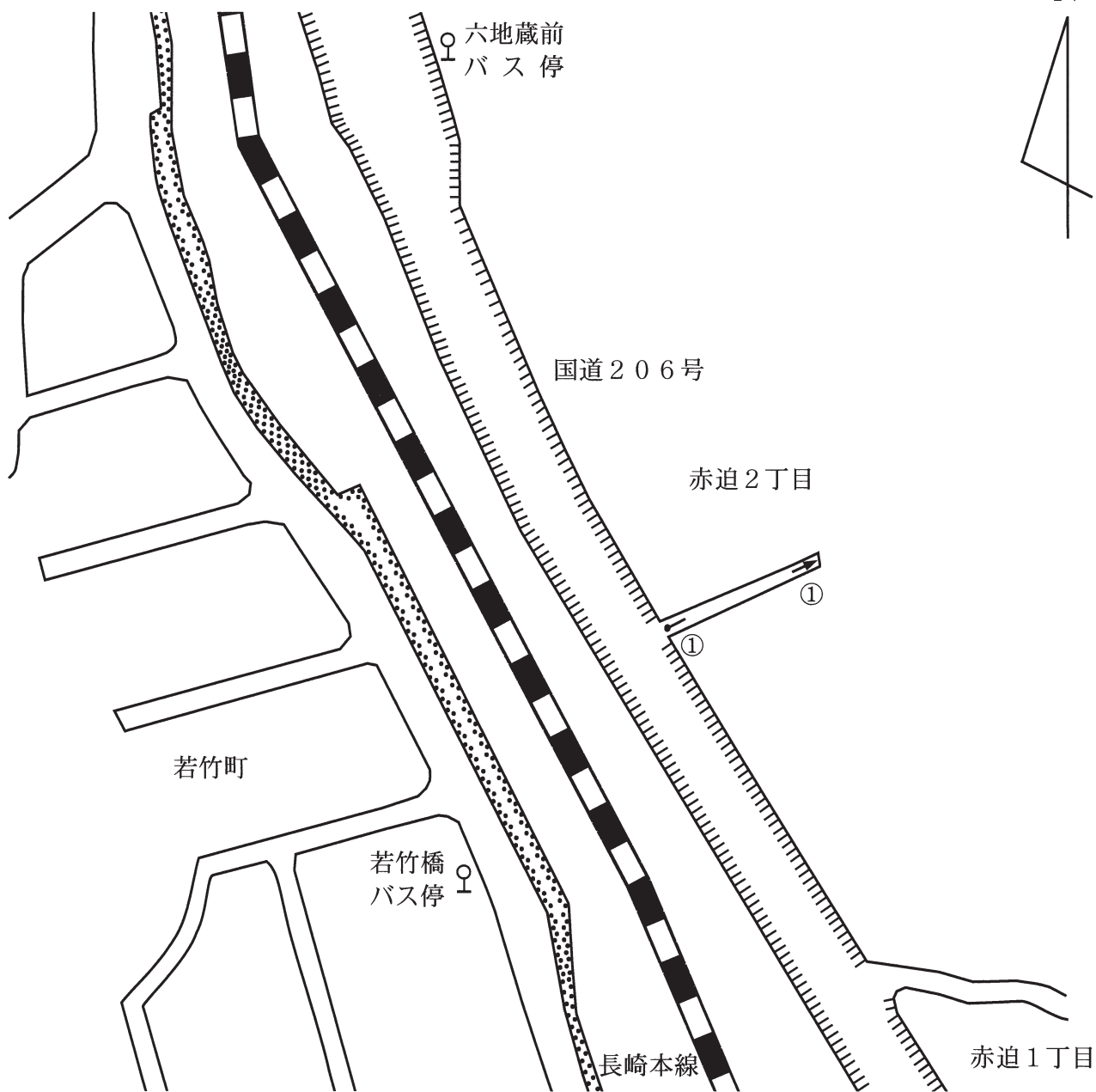
路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	岩 屋 町 2 5 号 線	認 定

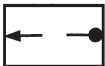
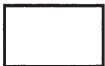


「参考」

市道路線認定図

(2)



凡例

-  認定路線
-  既認定路線
-  国道
-  河川等

路線名対照

番号	路線名	備考
①	赤迫9号線	認定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「別 紙」

専決処分 年月日	協定の目的	協定の金額		工期	相手方	当初の 議決 年月日
		変更前	変更後			
4.11.4	長崎駅周辺土地区画 整理事業に伴う路面 電車軌道移設工事の 施行	1,296,196,000円	1,314,387,800円	R3. 6.22 から R5. 3.31 まで	長崎電気軌道 株式会社	3. 6.22

議 案 目 次 (追 加)

- 第 1 6 4 号議案 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 第 1 6 5 号議案 令和 4 年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 6 6 号議案 令和 4 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 6 7 号議案 令和 4 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6 8 号議案 令和 4 年度長崎市診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 6 9 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 7 0 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 7 1 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(備考)

第 1 6 4 号議案から第 1 7 0 号議案まで 別冊

第171号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第18条の5第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1行政職給料表1級の欄から5級の欄までを次のように改める。

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
196,900	246,100	281,200	324,300	351,500

198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
233,100	283,100	329,300	368,300	384,500

233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
240,700	290,300	336,400	374,900	389,500
241,200	290,700	336,900	375,400	389,800
241,700	290,900	337,300	375,900	390,000
242,300	291,100	337,800	376,500	390,300
242,900	291,500	338,300	377,000	390,600
243,400	291,800	338,800	377,300	390,800
243,900	292,100	339,100	377,700	391,000
244,500	292,400	339,500	378,200	391,300
245,100	292,700	340,000	378,600	391,600
245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
	294,900	342,600		
	295,200	343,100		
	295,600	343,500		
	295,800	343,700		
	296,100	344,100		
	296,500	344,500		
	296,900	344,800		
	297,100	345,100		
	297,400	345,500		

	297,800	345,900		
	298,100	346,300		
	298,300	346,800		
	298,600	347,200		
	299,000	347,600		
	299,300	348,000		
	299,500	348,500		
	299,900	348,900		
	300,300	349,200		
	300,600	349,500		
	300,800	350,000		
	301,000			
	301,300			
	301,700			
	301,900			
	302,100			
	302,400			
	302,700			
	303,100			
	303,300			
	303,600			
	303,900			
	304,200			
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

別表第2 医療職給料表(1) 1級の欄から3級の欄までを次のように改める。

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
253,600	338,400	400,400
256,100	341,400	403,300
258,600	344,200	405,900
261,100	347,100	408,600
263,300	349,800	411,000
267,100	352,800	413,300
270,900	355,900	415,400
274,700	358,700	417,300
278,300	361,100	419,500
282,300	363,700	422,200
286,300	366,400	424,800
290,300	369,200	427,500
294,000	372,100	429,900
298,000	375,600	432,400
301,900	378,600	434,800
305,700	382,200	437,300
309,300	385,600	439,300
312,800	388,300	441,700
316,300	390,800	444,000
319,800	393,400	446,400
323,400	396,100	447,900
327,100	398,300	450,300
330,500	400,200	452,600
333,800	401,800	454,900
337,300	403,800	456,900
339,800	406,100	459,200
342,400	408,300	461,400
344,700	410,600	463,700

347,100	412,900	465,800
348,900	415,000	468,100
350,700	417,000	470,400
352,700	419,100	472,600
354,900	421,000	474,600
357,200	422,800	476,700
359,300	424,600	478,800
361,600	426,600	480,900
363,700	428,500	483,000
366,100	430,500	484,800
368,300	432,400	486,600
370,300	434,400	488,400
372,500	436,200	490,100
373,500	438,000	491,900
374,300	439,700	493,700
375,000	441,500	495,500
376,200	443,300	497,100
377,600	445,100	498,800
379,100	446,900	500,600
380,600	448,600	502,400
381,700	450,400	504,000
382,700	452,100	505,300
383,700	453,900	506,600
384,500	455,700	507,900
385,400	457,600	508,900
386,300	458,800	510,200
387,000	460,000	511,500
387,900	461,200	512,800
388,600	462,400	513,800
389,500	463,400	514,600
390,300	464,400	515,400

391,100	465,400	516,200
391,600	466,200	517,100
392,100	466,900	517,900
392,500	467,600	518,800
393,000	468,300	519,600
393,300	469,000	520,500
	469,700	521,400
	470,400	522,100
	471,000	523,000
	471,300	523,900
	472,000	524,700
	472,700	525,600
	473,400	526,500
	473,800	527,300
	474,400	528,200
	475,100	529,100
	475,800	529,800
	476,200	530,600
	476,800	531,500
	477,400	532,400
	477,900	533,300
	478,500	534,100
	479,000	535,000
	479,500	535,900
	480,000	536,800
	480,400	537,600
	481,000	538,500
	481,400	539,400
	481,900	540,300
	482,400	541,100
	483,000	542,000

	483,600	542,900
	484,000	543,800
	484,500	544,600
	485,100	545,500
	485,700	546,400
	486,300	547,300
	486,800	548,100
		549,000
		549,900
		550,800
		551,600
		552,500
		553,400
		554,300
		555,100
		556,000
		556,900
		557,800
		558,600
		559,500
		560,400
		561,300
		562,100
296,200	338,600	393,000

別表第 2 医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)を次のように改める。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	155,100 ^円	191,500 ^円	226,800 ^円	252,400 ^円	282,100 ^円
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600

31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300

66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	

	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士その他の医療技術職員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職以の 再任員外職	1	円 169,900	円 197,000	円 243,600	円 265,700	円 288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200

27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000

58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		

120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			

	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任 用職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護教師及び准看護師で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の212.5」との次に「、100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」とを加える。

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第7条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和31年長崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第8条 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第9条 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の212.5」と」の次に「、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と」を加える。

第10条 長崎市監査委員条例の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例(昭和41年長崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の212.5」と」の次に「、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と」を加える。

第12条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次の

ように改正する。

第2条第4項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第13条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第14条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の教育長の

給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の非常勤職員報酬条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の長崎市監査委員条例（以下「改正後の監査委員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の長崎市監査委員条例の規定又は第11条の規定による改正前の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例

の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和4年12月1日提出

長崎市長 田上 富久

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定したい。
- 2 特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定したい。
- 3 市長、副市長、教育長、議会の議員、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改定したい。

